

## 九州地方整備局 入札監視委員会第一部会 審議概要

<b>■開催日及び場所</b>		令和4年12月20日(火) 福岡第二合同庁舎2階共用第4・5・6会議室		
<b>■委員</b>		小林 登(弁護士)、原田 光(公認会計士)、平井 彰(経済団体専務理事)【欠席】、 前田 隆夫(新聞社論説委員)、松田 泰治(大学院教授)		
<b>■審議対象期間</b>		令和4年4月1日～令和4年9月30日		
<b>■抽出案件</b>		総件数 13件	(備考)	
抽出案件内訳	工	一般競争(政府調達)	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議対象期間内に契約した工事等の件数を報告した。</li> <li>・審議対象期間内における指名停止等の状況を報告した。</li> <li>・審議対象期間内における談合情報を報告した。</li> <li>・審議対象期間内の工事における再度入札一位不動状況を報告した。</li> <li>・低入札価格調査対象工事の発生状況を報告した。</li> <li>・審議対象期間内の工事における1者応札の発生状況を報告した。</li> <li>・審議対象期間内の工事における不調・不落の発生状況を報告した。</li> <li>・審議対象期間内の工事における高落札率発生状況を報告した。</li> </ul>
	事	一般競争(政府調達以外)	6件	
	指	指名競争	1件	
	名	随意契約	1件	
	競	建設コンサルタント業務等	2件	
	争	役務の提供及び物品の製造	1件	
	約	少額随意契約(役務及び物品)	1件	
<b>■委員からの意見・質問、  それに対する回答等</b>		意見・質問	回 答	
		別紙のとおり	別紙のとおり	
<b>■委員会による意見の  具申又は勧告の内容</b>		な し		

意見・質問	回 答
<p>I. 入札・契約手続き運用状況等についての報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総括表(工事、コンサル、物品、役務)</li> <li>2. 指名停止等の運用状況</li> <li>3. 談合情報関係</li> <li>4. 再度入札における一位不調状況</li> <li>5. 工事種別毎の低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況</li> <li>6. 工事における1者応札の発生状況</li> <li>7. 工事における不調・不落の発生状況</li> <li>8. 工事における高落札率の発生状況</li> <li>9. 工事における不調・不落の発生状況(詳細)</li> <li>10. 工事における高落札率の発生状況(詳細)</li> </ol> <p>○特になし。運用状況等について了承。</p> <p>II. 抽出案件の審議</p> <p>【一般競争方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北九州航空基地(R4)建築その他工事</li> </ol> <p>○特になし。審議案件1について了承。</p> <p>【一般競争入札方式】 (政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 令和4年度 城原川ダム調査横坑外1件工事</li> <li>3. 長崎497号松浦4号橋下部工工事</li> <li>4. R4球磨川中津道地区掘削(その2)工事</li> </ol> <p>2. について</p> <p>○一者入札の理由は、特殊な工事なのか。</p>	<p>○一者入札の理由は、自治体等の工事が多数発注される時期と重なったためと思われる。工事内容は、ダム建設に伴う調査横坑を掘削するというきわめて希な工事、かつ小断面トンネルを発破と人力で施工する特殊作業工事である。</p>

意見・質問	回 答
<p>4. について</p> <p>○本工事は(その2)工事だが、(その1)工事があるのか。ある場合は(その1)工事の参加者や辞退理由などは。</p> <p>○審議案件2～4について了承。</p> <p><b>【一般競争入札方式】</b> (政府調達に関する協定適用対象工事以外・一般土木工事以外)</p> <p>5. 庄司川水門開閉装置外修繕工事 6. 令和4年度 外環状共同溝附帯設備更新工事 7. 令和4年度吉野ヶ里園内維持管理その他工事</p> <p>5. について</p> <p>○水門の開閉装置は設置から39年が経過しているとのことだが、この装置は今回落札した業者が新設工事を行ったのか。</p> <p>○設置した業者とのことなので、この修繕は設置した業者が最も施工しやすいと思われる。工事の特殊性により設置者以外では入札に応じにくい事情があるのか。</p> <p>○参加可能な者が47社あるにもかかわらず一者応札になった理由は。</p> <p>○参加者の有無を確認する公募手続きに該当すると思うが、適用は事務所判断となるのか。</p> <p>6. について</p> <p>○外環状道路は4工区の工事に分かれている。新設の4つの工事は別の業者が工事を行ったのか。</p> <p>○連続する共同溝の更新工事の1つだが、1工区から4工区の工事で落札金額や距離あたりの単価の著しい相違が起こるのか。</p>	<p>○(その1)工事は下流側に隣接し、同時に発注した同規模の工事。(その2)工事と同じ7者の参加者が同じ監理技術者で参加している。(その2)工事の方が、金額規模が大きいため先に開札した。</p> <p>(その1)工事の入札状況は、技術者重複により(その2)工事の受注者が辞退、残りの6者のうち3者辞退、(その2)工事で無効となっている者はその1工事では無効となっておらず、3者で開札した。</p> <p>○今回落札した業者が当時、新設の機械設備工事を行っている。</p> <p>○今回の施工対象の機器は、水門では比較的多くの実績がある機器のため、水門メーカーであれば参加可能と判断し、一般競争とした。</p> <p>○委員の言及のとおり、新設の機械設備工事を行った業者が設備を熟知しているため、今回の受注者のみの参加となったと考えている。</p> <p>○参加者の有無を確認する公募手続きの適用は、継続的に発注しても1者であるなどが条件であり、本件は一般的な設備であるため一般競争との判断であった。今回の結果を含めてどちらを選択するのか検討していく。</p> <p>○同じ業者ではない。</p> <p>○更新工事は4工区から順に発注し、今後3工区、2工区、1工区と発注を進めていく。落札金額や距離あたりの単価の著しい相違などは、今後の結果となる。</p>

意見・質問	回 答
<p>○先程の遠賀川の工事と同様に、設置した業者が更新工事を落札した関係となっているか。</p> <p>○1者入札となった理由は。</p> <p>7. について</p> <p>○特に特殊性はないように思われるが、一者入札となった理由は。</p> <p>○そういう意味では人気のない工事であったのか。</p> <p>○審議案件5. ～7. について了承。</p> <p><b>【指名競争入札方式】</b> (通常指名)</p> <p>8. 熊本法務分室 (R 4) 建築改修その他工事</p> <p>○特になし。審議案件8. について了承。</p> <p><b>【随意契約方式】</b></p> <p>9. 令和4年度 延岡管内河川緊急維持(その1)工事</p> <p>○災害協定業者の随契の仕組みについて、五ヶ瀬川の河口域について図のとおり、業者ごとに担当エリアに分かれており、災害が発生したときに速やかに工事が行われるように分担していると思うが、業者は全て地元の業者なのか。</p> <p>○大規模な災害が発生した場合、地元の業者も被災して応急工事をすぐに施工できない事態について、災害協定業者のバックアップの仕組みはどうなのか。</p> <p>○審議案件9について了承。</p>	<p>○設置業者でない者が更新工事を落札している。</p> <p>○ダウンロードした11者のうち2者から聞き取りを行ったが、他工事受注により技術者がいない、共同溝及びトンネルでの実績がないとのことであった。発注の状況によるが、技術者が確保できないことや、共同溝というなじみがない場所なので敬遠されたなどと推察している。</p> <p>○発注時期が年度後半となったことによる技術者不足の状況の中、造園工事A等級は2,500万円以上であるが、工事規模が3,000万円程度とA等級としては規模が小さいなどにより、応札回避されたと推察している。</p> <p>○そういう部分があったと思われる。</p> <p>○延岡管内の建設業者である。</p> <p>○今回は全河川の的に被災しており、災害発生後に協定業者へ連絡し、工事施工が可能かの確認をしている。会社等に被災がなく全社対応してもらった。仮に1者対応出来ない場合は、残った協定業者で全体をカバーして対応する。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【建設コンサルタント業務】</b> (簡易公募型競争)</p> <p>10. 令和4年度筑後川河川事務所管内地盤変動影響 事前調査等業務 (簡易公募型プロポーザル)</p> <p>11. R4大隅管内道路改築事業監理業務</p> <p>11. について ○落札者の名称が非常に長いが、1つの企業名なのか。 。それとも2つの団体なのか。</p> <p>○参加可能者は56,662社だが、結局参加表明したのは1者である。理由は。</p> <p>○審議案件10及び11について了承。</p>	<p>○元々、2つの会社としてそれぞれ存在している。この業務に手を挙げる時に、この2つの会社が設計共同企業体を作って、共同体として入札をしている。設計共同体というのは、2者で作った1つの事業体である。</p> <p>○業務の特性として、発注者の支援という業務であり、技術者を当事務所に常駐してもらうこと、業務期間が4月1日から3月31日までの1年間であることが、参加者が少ない理由と思われる。</p>
<p><b>【役務及び物品】</b></p> <p>12. 令和4年度佐伯管内電気通信設備保守業務</p> <p>○4月1日からの契約とのことで、前年度の2月に入札されている。競争参加資格②では、令和4・5・6年度の一般競争参加資格の認定を令和4年4月1日時点において有する者となっており、開札が2月では条件が矛盾するのではないか。</p> <p>○審議案件12. について了承。</p>	<p>○認定の切替がある年は、入札条件として4月1日の時点で令和4・5・6年度の一般競争参加資格の認定があることとしており、4月1日に令和4・5・6年度の名簿で認定の確認を行った上で、落札決定を行っている。</p>
<p><b>【少額随意契約(役務及び物品)】</b></p> <p>13. 令和4年度松原ダム管理支所外浄化槽維持管理業務</p> <p>○3者選定されて2者が辞退しているが、辞退した理由の聞き取りは行っているか。</p> <p>○審議案件13. について了承。</p>	<p>○聞き取りの結果、1者は業務多忙、1者は対象施設までの距離が遠く、経費がかさむため。</p>

意見・質問	回 答
<p>Ⅲ. その他の審議</p> <p>【参加者の有無を確認する公募手続き】</p> <p>14. 遠賀川河口堰ゲート設備修繕工事  15. 鯉田排水機場ポンプ設備修繕工事  16. 学頭排水機場2号ポンプ設備修繕工事  17. 矢部川川内排水機場3号ポンプ設備修繕工事  18. 矢部川文広排水機場1号ポンプ設備修繕工事  19. 矢部川松原堰機械設備修繕工事  20. 東古川排水機場機械設備修繕工事  21. 板橋排水機場外機械設備修繕工事  22. 一本松排水機場外機械設備修繕工事  23. 令和5年度 巨勢川(焼原系)ポンプ場機械設備修繕工事  24. 令和5・6年度 井柳川ポンプ場機械設備修繕工事  25. 令和5年度 馬場川ポンプ場外機械設備修繕工事  26. 菊池川玉名排水機場ポンプ設備修繕外工事  27. 脇排水機場外操作制御設備修繕工事  28. 浜砂排水機場機械設備修繕工事  29. 古川排水機場機械設備修繕工事  30. 令和4年度 瓜生野川排水機場2号主原動機修繕工事  31. 令和4年度 天神川排水機場外機械設備修繕工事  32. 内壱排水機場ポンプ設備修繕工事  33. 長崎排水機場ポンプ設備修繕外工事  34. 真幸堰1号ゲート設備修繕工事  35. 令和5年度九州地方整備局統合道路情報設備改造  36. 令和5年度路車間情報処理設備機能改造  37. 令和5年度九州地方整備局映像共有化設備改造  38. 令和5年度九州地方整備局統一河川情報設備改造  39. 令和5年度真幸堰管理用制御処理設備改造工事  40. 令和5年度湯之尾堰管理用制御処理設備改造工事</p> <p>○過去にこの方式で1年に何件ぐらい採用した実績があるのか。</p>	<p>○情報通信設備の機能に係る装置については例年数件。</p>

意見・質問	回 答
<p>○競争性を働かせる公募方式である本手続きの効果について、これまでに比べて1者応札が減ったとか、公募によって応札する業者が増えたなどの効果はあったのか。また、契約価格への影響はどうか。</p> <p>○価格への影響については、前年までの実績を踏まえるため、ほぼ変化なしなのか。</p> <p>○審議案件14～40について了承。</p> <p>IV. 審議内容のとりまとめ</p> <p>○意見具申は特になし。</p>	<p>○情報通信設備関係について、それまでCCTVカメラの改造など1者応札が続いていた関係で平成28年度から行っている。公募随契のため手を挙げてくれば企画競争に移ることになるが、企画競争に移行した実績はない。価格については参加業者から見積りを取るが、過去の実績と比較し、価格が跳ね上がっていないかなどの審査を行っている。</p> <p>○機械設備関係についても情報通信設備関係と同様に、公募手続きを行って申請があった事例はない。価格については、随契する者以外からも見積りを徴収し、過去の実績も確認し、チェックを行っている。効果については、手続き期間の短縮になっている。</p> <p>○工事、業務などは、一般競争入札で発注することを基本としているが、機械設備、情報通信設備など1者応札が続いているものについては、この手続きを行っており、公平性を保った上で、手続きを簡素化できるメリットがある。</p> <p>○ほぼ、変化なしと認識している。</p>